

## 国民健康保険標準負担額減額認定証の申請について

入院をされたときの食事代について、減額認定証の交付に該当される方は申請が必要となります。

該当となる方は、世帯の国民健康保険の加入者全員の平成17年度の市民税が非課税の世帯の方です。申請方法は次のとおりです。

- 申請場所  
各支所 総合窓口課
- 持参するもの  
保険証

- 非課税証明書(平成17年1月1日に甲賀市に住所のない方)

\*なお、70歳以上の前期高齢者の方の「限度額適用・標準負担額減額認定証」についても同様です。

【問い合わせ】  
保険年金課 国保年金係  
☎65-0688  
FAX63-4582

各支所総合窓口課

水口支所 ☎62-4272  
土山支所 ☎66-1103  
甲賀支所 ☎88-4103  
甲南支所 ☎86-8011  
信楽支所 ☎82-8065

## 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定申請について

### 入院時食事療養費の標準負担額

A	一般の老人医療受給対象者(B、Cのいずれにも該当しない者)	780円/日	
B	市民税非課税の世帯に属する老人医療受給対象者(Cに該当する者を除く)	(B1)過去1年の入院期間が90日以下(長期非該当者)	650円/日
		(B2)過去1年の入院期間が90日超(長期該当者)	500円/日
C	Bのうち、所得が一定基準に満たない老人医療受給対象者	300円/日	

平成17年度の市民税が非課税(世帯主及び世帯全員)の世帯に属する老人医療受給対象者は、申請されますと、入院時の食事療養に係る標準負担額が減額されます。

また、現在、有効期限が7月31日までの老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で、引き続き認定を受けようと思われる方も、再度申請が必要です。

\*ただし、平成17年度の市民税が課税世帯の場合は認定を受けられません。

- 申請場所  
各支所 総合窓口課
- 持参するもの  
老人医療受給者証
- 健康保険証

\*申請は随時受付けます。(認定は申請のあった月の属する月の初日からとなります。)

### 更新手続きはお済みですか?

8月1日から老人保健医療受給者証の負担割合が変更になる方で、まだ更新手続きをされていない方は、各支所総合窓口課で更新手続きをしてください。

\*該当者には、7月中旬に個人あてに通知しています。

【問い合わせ】  
保険年金課 老保医療係  
☎65-0689  
FAX63-4582

## 福祉医療費受給(助成)券の更新手続きはお済みですか?

現在、有効期限が平成17年7月31日となっている福祉医療費受給(助成)券をお持ちの方で、まだ更新手続きをされていない方は、各支所総合窓口課で手続きをお願いします。

\*該当者には7月中旬に通知をしています。通知がなかった方で該当すると思われる場合はお問い合わせください。

【問い合わせ】  
保険年金課 老保医療係  
☎65-0689  
FAX63-4582

## 介護保険制度の仕組みについて

いつまでも、元気で長生きしたい・・・

でも、自分や家族に介護が必要になったら・・・

高齢社会を迎えた現在、介護問題は切実なものとして誰にでも起こり得る事です。そんな不安や負担を社会全体で支えあうのが介護保険です。

介護保険は加齢や障害などにより介護を要する状態になっても、本人の選択により、できる限り自立した日常生活を送ることができるように、必要な介護サービスを総合的に提供する仕組みです。そして、自己責任の原則と国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を

支えています。

市内に住民票がある方で、40歳以上の方全員が、介護保険の加入者(被保険者)です。年齢によって加入の仕方は2種類に分かれ、介護サービスを利用できる条件も異なります。

65歳以上の方(第1号被保険者)は介護が必要と認定された方であれば、介護サービスを利用できます。

40歳から64歳の方(第2号被保険者)は、老化が原因とされる病気(表1参照)により介護が必要であると認定された方のみ介護サービスを利用できます。

表1

**特定疾病**：加齢との関係がある疾病、要介護状態になる可能性が高い疾病で、15疾病が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 後縦靭帯骨化症
- シャイ・ドレーガー症候群
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- パーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 慢性関節リウマチ
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症

## 介護保険被保険者証について

65歳になられた方(第1号被保険者)には甲賀市から介護保険被保険者証が交付されます。介護保険被保険者証は、要介護・要支援認定申請や介護サービスを利用する時に必要となりますので大切に保管してください。

40歳から64歳の方(第2号被保険者)については要介護・要支援認定の申請をして認定結果が出た場合のみ介護保険被保険者証を交付しています。

① 住所、氏名、生年月日などに誤りがないかを確認しましょう。

要介護・要支援認定を受けられた方については②～⑦に記載があります。認定を受けられた方は、ご確認をお願いいたします。

② 認定された要介護状態区分(要支援・要介護1～5)

③ 甲賀市が認定した年月日および認定の有効期間が記載されています。

④ 1ヶ月に利用できる上限額が記載されます。

⑤ 保険料の滞納などで給付に制限がある場合に記載されます。

⑥ 介護サービス計画の作成を依頼している居宅介護支援事業者名等が記載されます。

⑦ 施設サービスを利用する場合に介護保険施設等の名称や入退所年月日を記載します。

【問い合わせ】 介護福祉課 ☎65-0699 FAX63-4085